

千葉県報

定 例

平成30年5月11日

本宮敏雄

千葉県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年五月十一日

第13325号

主 要 目 次

地方自治法施行令に基づく徵収事務の委託

救急病院の認定

千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

道路区域の変更（二件）

道路の供用開始（二件）

急傾斜地崩壊危険区域の指定

公安委員会告示

千葉県風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更

公 告

平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

土地改良区役員の退任及び就任（六件）

公共測量の終了（七件）

都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の中止

特定調達公告

入札公告

落札者等の公告（五件）

告 示

千葉県告示第二百十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定期間及び申請期間を次のとおり定めた。

平成三十年五月十一日

千葉県知事 鈴木栄治

- 一 免許の内容たるべき事項等
二 その一

1 公示番号 区第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

- 3 漁場の位置 市川市塩浜地先

た区域 ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東經一三九度五六分三九・二三九五秒の点

イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東經一三九度五六分五七・四〇二一秒の点

千葉県告示第二百十七号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターに係る使用料の徵収事務を次のとおり委託した。
平成三十年五月十一日

名称及び代表者の氏名	所 在 地	委 託 期 間
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 理事長	千葉市中央区千葉港四番三号	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日ま

漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 市川市押切、湊、末広、行徳駅前、入船、新浜、湊新田、香取、福

栄、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻及び南行徳

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二

1 公示番号 区第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期		
		漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業		八月二十日から翌年四月三十日まで		

3 漁場の位置 市川市塩浜地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点

イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点

ウ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分一二・六九三八秒の点

エ 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点

5 制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区

漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 市川市大和田、東大和田、稻荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三

1 公示番号 区第三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期		
		漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業		八月二十日から翌年五月二十日まで		

3 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東(旧中島の区域に限る。)から畔戸に至る地先

4 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点東二十一

八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五秒の点

基点東二十八号 北緯三五度二十五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八秒の点

3 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東(旧中島の区域に限る。)地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域からア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域を除く区域

ア 北緯三五度二六分三四・〇四六五秒、東経一三九度五六分五五・四四一〇秒の点

ウ 北緯三五度二六分七・四七四〇秒、東経一三九度五二分二八・一一六四秒の点

エ 北緯三五度二五分五二・二二八四秒、東経一三九度五二分一二・七四三四秒の点

点

点

イ 北緯三五度一八分四・二〇五〇秒、東経一三九度五六分五九・二五八〇秒の点

ウ 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点

エ 北緯三五度二六分三三・四五四五秒、東経一三九度五五分五六・〇三二七秒の点

イ 北緯三五度一七分二八・二〇六五秒、東経一三九度五六分五七・七三三七秒の点

ウ 北緯三五度二七分四四・七四六四秒、東経一三九度五六分五八・四三四〇秒の点

エ 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

イ 北緯三五度二七分四〇・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三〇三二秒の点

ウ 北緯三五度二七分四〇・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三〇三二秒の点

エ 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

イ 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

ウ 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

エ 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

オ	北緯三五度二四分四・八四八五秒、東経一三九度五一・九九七九秒の点
カ	北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点
キ	北緯三五度二五分二二・五一五八秒、東経一三九度五三分三九・四八六二秒の点
5	制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
6	地元地区 木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)、中島、瓜倉及び畔戸
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その五	
1	公示番号 区第五号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	漁業の名稱
第一種区画漁業	のり養殖業
3	漁場の位置 木更津市久津間地先
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域
ア	北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点
イ	北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経一三九度五二分四六・九一九二秒の点
ウ	北緯三五度二三分三七・三七九三秒、東経一三九度五一分四四・五一八秒の点
エ	北緯三五度二三分四二・〇〇六九秒、東経一三九度五三分五・六三四七秒の点
オ	北緯三五度二三分三九・一五一一秒、東経一三九度五三分七・〇七九四秒の点
カ	北緯三五度二四分一・四六八九秒、東経一三九度五三分四四・九一七四秒の点
5	制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
6	地元地区 木更津市久津間地先
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その七	
1	公示番号 区第七号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	漁業の名稱
第一種区画漁業	のり養殖業
3	漁場の位置 木更津市中里地先
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域
ア	北緯三五度二三分四三・一三〇五秒、東経一三九度五四分五・九一七四秒の点
イ	北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分一・三〇〇六秒の点
ウ	北緯三五度二三分二四・八九四七秒、東経一三九度五二分四七・九五二三秒の点
エ	北緯三五度二三分五・二五一四秒、東経一三九度五三分〇・三一四〇秒の点
オ	北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点
カ	北緯三五度二三分二九・四五三九秒、東経一三九度五四分一一・七二九二秒の点
5	制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
6	地元地区 木更津市中里
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域
ア	北緯三五度二四分一・四六八九秒、東経一三九度五四分一・三〇〇六秒の点
イ	北緯三五度二三分三九・一五一一秒、東経一三九度五四分七・〇七九四秒の点
ウ	北緯三五度二三分四二・〇〇六九秒、東経一三九度五四分五・六三四七秒の点
エ	北緯三五度二三分三七・三七九三秒、東経一三九度五四分四四・五一八秒の点
オ	北緯三五度二三分二四・八九四七秒、東経一三九度五四分四七・九五二三秒の点
カ	北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五四分一・七二九二秒の点
5	制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
6	地元地区 木更津市江川地先
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

その八

1 公示番号 区第八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名稱	漁業時	期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで	

3 漁場の位置 木更津市吾妻から新港に至る地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度二三分二九・四五三九秒、東経二三九度五四分一一・七二九二秒の点

イ 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経二三九度五三分三八・六九九四秒の点

ウ 北緯三五度二三分五・二五一四秒、東経二三九度五三分〇・三一四〇秒の点

エ 北緯三五度二三分四〇・七七二〇秒、東経二三九度五三分一五・三六五四秒の点

オ 北緯三五度二三分二四・八九四七秒、東経二三九度五一分四七・九五一三秒の点

カ 北緯三五度二三分四八・一八四四秒、東経二三九度五三分五二・九一二八秒の点

キ 北緯三五度二三分四七・九五七九秒、東経二三九度五四分二・〇一八八秒の点

ク 北緯三五度二三分二・〇六一五秒、東経二三九度五四分三五・九九七四秒の点

オ 北緯三五度二三分七・三〇七〇秒、東経二三九度五四分三〇・九九四四秒の点

5 制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区

漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝渕

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十

1 公示番号 区第十号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名稱	漁業時	期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで	

3 漁場の位置 富津市富津地先

4 漁場の区域 次の基点東四十四号、基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ及びオの各

点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びに基点東四十五号の四とカの点を結んだ線とよつて囲まれた区域

5 基点東四十三号 北緯三五度一九分六・六九二八秒、東経二三九度四八分五八・七

六六六秒の点

6 基点東四十四号 北緯三五度一九分五・三六八七秒、東経二三九度四八分五六・三

五五四秒の点

7 基点東四十五号の四 北緯三五度一九分三一・二一〇七秒、東経二三九度四八分四五・八一五九秒の点

8 基点東四十五号の四 北緯三五度一九分三一・二一〇七秒、東経二三九度四八分四五・八一五九秒の点

9 基点東四十五号の四 北緯三五度一九分三三・四三九五秒、東経二三九度四八分五一・二九一四秒の点

10 基点東四十五号の四 北緯三五度一九分三七・八八三六秒、東経二三九度四五分四五・六八九四秒の点

11 基点東四十五号の四 北緯三五度一九分五三・〇〇〇〇〇秒、東経二三九度四六分五・〇〇〇〇秒の点

12 基点東四十五号の四 北緯三五度一八分五二・〇〇〇〇〇秒、東経二三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点

13 基点東四十五号の四 北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経二三九度五二分四六・九一九二秒の点

14 基点東四十五号の四 北緯三五度二四分四・八四八五秒、東経二三九度五一分五一・九九七九秒の点

ウ 北緯三五度二三分四一・六〇五三秒、東経二三九度五一分四一・〇一二三秒の点

エ 北緯三五度二二分四〇・七七二〇秒、東経二三九度五三分一五・三六五四秒の点

オ 北緯三五度二二分四一・八九四七秒、東経二三九度五一分四七・九五一三秒の点

カ 北緯三五度二二分四一・九五一三秒の点

5	制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
6	地元地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、龜田、八幡及び篠毛
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その十四	
1	公示番号 区第十四号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	のり養殖業
漁業の名称	漁業時
漁業	業期
第一種区画漁業	八月二十日から翌年五月二十日まで
3	漁場の位置 富津市湊から金谷に至る地先
4	漁場の区域 次の基点南七号、ア、イ、ウ、エ及び基点南十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南七号 北緯三五度一四分三・一二八八秒、東經一三九度五二分一一・六八三六秒の点
5	基点南十四号 北緯三五度一〇分三四・四二五二秒、東經一三九度四八分五八・三一九二秒の点 ア 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東經一三九度五〇分五二・八七八五秒の点 イ 北緯三五度一一分五三・四一九三秒、東經一三九度四八分四三・三〇四六秒の点 ウ 北緯三五度一一分七・七二一二秒、東經一三九度四八分三三・九六六二秒の点 エ 北緯三五度一〇分五七・六四八六秒、東經一三九度四八分四八・二〇四二秒の点
6	地元地区 富津市湊、竹岡、萩生及び金谷
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その十五	
5	制限又は条件 每漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
6	地元地区 富津市湊、竹岡、萩生及び金谷
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その十五	
1	公示番号 区第十五号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	わかれはえなわ式養殖
漁業の名称	漁業時
漁業	業期
第一種区画漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置 富津市湊から金谷に至る地先
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東經一三九度四九分三二・六七八九秒の点 イ 北緯三五度六分四九・七八八六秒、東經一三九度四九分一一・六八七四秒の点 ウ 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東經一三九度四九分一〇・三三六七秒の点 エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東經一三九度四九分三一・四二〇一秒の点
5	地元地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
6	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
7	制限又は条件 なし
その十六	
1	公示番号 区第十六号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	わかれはえなわ式養殖
漁業の名称	漁業時
漁業	業期
第一種区画漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置 富津市湊から金谷に至る地先
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯三五度七分三五・五四二五秒、東經一三九度四九分五二・三八〇一秒の点 イ 北緯三五度七分三〇・八六九四秒、東經一三九度四九分五〇・五六六八秒の点 ウ 北緯三五度七分二八・九三四五秒、東經一三九度四九分五七・三四六七秒の点 エ 北緯三五度七分二八・九三四五秒、東經一三九度四九分五七・三四六七秒の点
5	地元地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
6	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
7	制限又は条件 なし
その十七	
1	公示番号 区第十七号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	わかれはえなわ式養殖
漁業の名称	漁業時
漁業	業期
第一種区画漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置 安房郡鋸南町勝山地先
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東經一三九度四九分三二・六七八九秒の点 イ 北緯三五度六分四九・七八八六秒、東經一三九度四九分一一・六八七四秒の点 ウ 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東經一三九度四九分一〇・三三六七秒の点 エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東經一三九度四九分三一・四二〇一秒の点

5	ア 北緯三五度七分三三・六三二五秒、東經一三九度四九分五九・〇四〇五秒の点 イ 北緯三五度七分三五・五四二五秒、東經一三九度四九分五二・三八〇一秒の点 ウ 北緯三五度七分三〇・八六九四秒、東經一三九度四九分五〇・五六六八秒の点 エ 北緯三五度七分二八・九三四五秒、東經一三九度四九分五七・三四六七秒の点
6	地元地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
7	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その十六	
1	公示番号 区第十六号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	わかれはえなわ式養殖
漁業の名称	漁業時
漁業	業期
第一種区画漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東經一三九度四九分三二・六七八九秒の点 イ 北緯三五度六分四九・七八八六秒、東經一三九度四九分一一・六八七四秒の点 ウ 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東經一三九度四九分一〇・三三六七秒の点 エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東經一三九度四九分三一・四二〇一秒の点
5	地元地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
6	存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
7	制限又は条件 なし
その十七	
1	公示番号 区第十七号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	わかれはえなわ式養殖
漁業の名称	漁業時
漁業	業期
第一種区画漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置 安房郡鋸南町勝山地先
4	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東經一三九度四九分三二・六七八九秒の点 イ 北緯三五度六分四九・七八八六秒、東經一三九度四九分一一・六八七四秒の点 ウ 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東經一三九度四九分一〇・三三六七秒の点 エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東經一三九度四九分三一・四二〇一秒の点

5 制限又は条件 なし	6 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その十八		
1 公示番号 区第十八号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	3 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
ア 北緯三五度六分四〇・二二二五秒、東経一三九度四九分一四・三〇〇八秒の点 イ 北緯三五度六分三七・七六六〇秒、東経一三九度四九分一一・五八九一秒の点 ウ 北緯三五度六分二八・四三四二秒、東経一三九度四九分八・一二四六秒の点 エ 北緯三五度六分二三・七七二六秒、東経一三九度四九分一八・八九四七秒の点 オ 北緯三五度六分三六・八〇六七秒、東経一三九度四九分二九・七五八四秒の点		
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その十九		
1 公示番号 区第十九号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	3 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
ア 北緯三五度六分三八・〇三六九秒、東経一三九度四九分六・二〇〇一秒の点 イ 北緯三五度六分三八・〇四二八秒、東経一三九度四九分四・二〇三三秒の点 ウ 北緯三五度六分三〇・七六六五秒、東経一三九度四九分四・一〇四九秒の点 エ 北緯三五度六分三〇・九五四八秒、東経一三九度四八分五八・〇六八六秒の点 オ 北緯三五度六分四四・九三八八秒、東経一三九度四八分五八・五三八二秒の点 カ 北緯三五度六分四二・二七五二秒、東経一三九度四八分五八・五三八二秒の点		
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで	その二十	
1 公示番号 区第二十号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで
3 漁場の位置 安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先		
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
ア 北緯三五度六分二二・六七七三秒、東経一三九度四九分二六・七〇四一秒の点 イ 北緯三五度六分二二・七九九三秒、東経一三九度四九分一八・六八七二秒の点 ウ 北緯三五度六分六・六一〇〇秒、東経一三九度四九分一八・四六二五秒の点 エ 北緯三五度六分六・四七九〇秒、東経一三九度四九分二六・四八七〇秒の点		
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで
その二十一		
1 公示番号 区第二十一号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	3 漁場の位置 南房総市小浦地先
漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶはえなわ式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域		
ア 北緯三五度四分三九・六〇八九秒、東経一三九度五〇分一一・二五六〇秒の点 イ 北緯三五度四分五一・二五五〇秒、東経一三九度五〇分四・一四七四秒の点 ウ 北緯三五度四分四一・一八四二秒、東経一三九度四九分三九・三四八四秒の点 エ 北緯三五度四分三二・七九九六秒、東経一三九度四九分四二・二五七七秒の点		
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

その二十二

1 公示番号 区第二十二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業 あわび垂下式養殖業	漁業	業	時 期

3 漁場の位置 南房総市小浦地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度四分五一・六〇四四秒、東経一三九度五〇分一一・二〇六五秒の点
 イ 北緯三五度四分五一・六二六一秒、東経一三九度五〇分一〇・一九五〇秒の点
 ウ 北緯三五度四分四八・七二〇秒、東経一三九度五〇分九・九四〇三秒の点
 エ 北緯三五度四分四八・六一八二秒、東経一三九度五〇分一一・〇二一八秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二

部、荒川、大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十三

1 公示番号 区第二十三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業 魚類小割式養殖業	漁業	業	時 期

3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三九・一四四七秒、東経一三九度四八分五六・四五二〇秒の点
 イ 北緯三五度二分四八・七八九九秒、東経一三九度四八分五八・〇六三五秒の点
 ウ 北緯三五度二分四七・二〇八四秒、東経一三九度四九分九・五四五五秒の点
 エ 北緯三五度二分三七・六七五一秒、東経一三九度四九分八・三六二六秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦

町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町

原岡及び富浦町多田良

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十四

1 公示番号 区第二十四号

その二十二

1 公示番号 区第二十二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業 わかめはえなわ式養殖業	漁業	業	時 期

3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分五・五〇〇〇秒の点
 イ 北緯三五度二分三〇・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分一三・八〇〇〇秒の点
 ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点
 エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分三・五〇〇〇秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦

町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町

原岡及び富浦町多田良

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十五

1 公示番号 区第二十五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
第一種区画漁業 あわび垂下式養殖業	漁業	業	時 期

3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分五・五〇〇〇秒の点
 イ 北緯三五度二分三〇・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分一三・八〇〇〇秒の点
 ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点
 エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分三・五〇〇〇秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦

町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町

原岡及び富浦町多田良

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十六

1 公示番号 区第二十六号

漁業種類		漁業の名稱		漁業時	
第一種区画漁業		わかめはえなわ式養殖		十月一日から翌年四月三十日まで	
4 漁場の区域		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域			
ア 北緯三五度一分五二・〇九二二秒、東経一三九度五〇分一・二三三七秒の点 イ 北緯三五度分四七・二五一九秒、東経一三九度四九分四八・六三九八秒の点 ウ 北緯三五度一分三九・一一七六秒、東経一三九度五〇分一五・四八七二秒の点 エ 北緯三五度一分四四・〇一一二秒、東経一三九度五〇分一五・二〇九四秒の点					
5 制限又は条件		なし			
6 地元地区		館山市船形、川名、那古、正木、八幡、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀			
7 存続期間		平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
その二十七					
1 公示番号		区第二十七号			
2 漁業種類、漁業の名稱及び漁業時期		わかめはえなわ式養殖		漁業時	
漁業種類		漁業の名稱		漁業時	
第一種区画漁業		わかめはえなわ式養殖		十月一日から翌年四月三十日まで	
3 漁場の位置		館山市相浜地先			
4 漁場の区域		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域			
ア 北緯三四度五五分三一・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・二〇〇〇秒の点 イ 北緯三四度五五分三一・八〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・七〇〇〇秒の点 ウ 北緯三四度五五分三一・三〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・九〇〇〇秒の点 エ 北緯三四度五五分三一・六〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・四〇〇〇秒の点					
5 制限又は条件		なし			
6 地元地区		館山市相浜			
7 存続期間		平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
その二十九					
1 公示番号		区第二十九号			
2 漁業種類、漁業の名稱及び漁業時期		わかめはえなわ式養殖		漁業時	
漁業種類		漁業の名稱		漁業時	
第一種区画漁業		わかめはえなわ式養殖		十月一日から翌年四月三十日まで	
3 漁場の位置		鴨川市貝渚地先			
4 漁場の区域		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域			
ア 北緯三五度五分四三・四一三一秒、東経一四〇度六分三二・四一七二秒の点 イ 北緯三五度五分四八・〇六七〇秒、東経一四〇度六分三〇・六八七〇秒の点 ウ 北緯三五度五分四七・一五四三秒、東経一四〇度六分二六・九四三〇秒の点 エ 北緯三五度五分四二・四五〇三秒、東経一四〇度六分二八・七二六一秒の点					
5 制限又は条件		なし			
6 地元地区		鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町			
7 存続期間		平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			

その三十

1 公示番号 区第三十一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖	十月一日から翌年四月三十日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 勝浦市松部地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度八分二四・六八一六秒、東経一四〇度一七分二七・五三一〇秒の点
 イ 北緯三五度八分一八・六一四一秒、東経一四〇度一七分三〇・〇七二七秒の点
 ウ 北緯三五度八分一八・三五〇〇秒、東経一四〇度一七分四一・〇二八八秒の点
 エ 北緯三五度八分二五・九七七三秒、東経一四〇度一七分三四・五九一秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 勝浦市松部及び串浜

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十一

1 公示番号 区第三十二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖	十月一日から翌年四月三十日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 勝浦市松部地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度八分三四・一一〇秒、東経一四〇度一七分三四・二二六五秒の点
 イ 北緯三五度八分三六・八一五八秒、東経一四〇度一七分三四・八六一九秒の点
 ウ 北緯三五度八分三八・一〇二三秒、東経一四〇度一七分三一・〇一〇七秒の点
 エ 北緯三五度八分三三・八八六八秒、東経一四〇度一七分三〇・八〇七八秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 勝浦市松部及び串浜

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十三

1 公示番号 定第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 富津市金谷地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度九分三八・五八七六秒、東経一三九度四八分五一・九三一六秒の点
 イ 北緯三五度九分三七・四六七七秒、東経一三九度四八分一六・八七七三秒の点
 ウ 北緯三五度九分二二・二一〇九秒、東経一三九度四八分一八・一六四五秒の点
 エ 北緯三五度九分二六・〇二五七秒、東経一三九度四八分五五・二六三六秒の点
 オ 北緯三五度九分三八・三九八二秒、東経一三九度四八分四五・九九五六秒の点
 カ 北緯三五度九分二五・四二六八秒、東経一三九度四八分四九・四三七一秒の点

5 制限又は条件 ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

6 地元地区 勝浦市松部及び串浜

3 漁場の位置 勝浦市串浜地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度八分五八・二〇八四秒、東経一四〇度一七分五一・七一五八秒の点
 イ 北緯三五度九分〇・四三七四秒、東経一四〇度一八分〇・二一九一秒の点
 ウ 北緯三五度九分三・二五六五秒、東経一四〇度一七分五八・四七四七秒の点
 エ 北緯三五度九分〇・一四一秒、東経一四〇度一七分五〇・九九九九秒の点
 オ 制限又は条件 なし

地元地区 勝浦市松部及び串浜

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十二

1 公示番号 区第三十三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖	十月一日から翌年四月三十日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 勝浦市松部地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度八分三四・一一〇秒、東経一四〇度一七分三四・二二六五秒の点
 イ 北緯三五度八分三六・八一五八秒、東経一四〇度一七分三四・八六一九秒の点
 ウ 北緯三五度八分三八・一〇二三秒、東経一四〇度一七分三一・〇一〇七秒の点
 エ 北緯三五度八分三三・八八六八秒、東経一四〇度一七分三〇・八〇七八秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 勝浦市松部及び串浜

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下五メートル以上沈下させて設置しな

ければならない。

6 地元地区 富津市金谷、萩生、竹岡及び湊

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十四

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	定置漁業	公示番号 定第二号		
		漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
あじ定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで		

3 漁場の位置 安房郡鋸南町吉浜地先

4 漁場の区域 次の基点南二十号、ア、イ、ウ及び基点南二十号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

5 基点南二十号 北緯三五度八分八・四六二四秒、東經一三九度四九分四八・一六七二秒の点

ア 北緯三五度八分四・〇四八二秒、東經一三九度四八分五七・〇九三三秒の点

イ 北緯三五度七分四七・六五五六秒、東經一三九度四八分五九・〇〇二九秒の点

ウ 北緯三五度七分五七・一六六四秒、東經一三九度四九分四九・六一二九秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 安房郡鋸南町大六、吉浜、大帷子、保田及び元名

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十五

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	定置漁業	公示番号 定第三号		
		漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
あじ定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで		

3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島及び勝山地先

4 漁場の区域 次の基点南二十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点南二十二号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

5 基点南二十二号 北緯三五度六分五四・六七二六秒、東經一三九度四九分二二・四二八秒の点

ア 北緯三五度六分五九・八五〇三秒、東經一三九度四九分二四・〇五三一秒の点

イ 北緯三五度七分五・三八三六秒、東經一三九度四八分五一・〇四九秒の点

ウ 北緯三五度六分五一・一六八一秒、東經一三九度四八分四九・九二九八秒の点

エ 北緯三五度六分四五・八三三一秒、東經一三九度四九分二〇・九五五一秒の点

6 制限又は条件 なし

7 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間

その三十六 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十七

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	定置漁業	公示番号 定第四号		
		漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
あじ定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで		

3 漁場の位置 南房総市小浦地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十八

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	定置漁業	公示番号 定第五号		
		漁業種類	漁業の名稱	漁業時期
ぶり定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで		

3 漁場の位置 館山市浜田地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十九

1 公示番号 定第六号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	3 定置漁業
漁業種類 漁業の名称	漁業 時期	ぶり定置漁業
漁業の名稱	漁業 時期	一月一日から十二月三十一日まで
4 漁場の位置 館山市波左間地先	4 漁場の区域 次の基点南四十五号、ア、イ、ウ及び基点南四十五号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 館山市波左間	
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号 定第七号	1 公示番号 定第九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名稱	漁業 時期	
定置漁業 あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
3 漁場の位置 南房総市千倉町瀬戸地先	3 漁場の位置 南房総市千倉町白子	
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 南房総市千倉町及び白子	
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号 定第九号	1 公示番号 定第十一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名稱	漁業 時期	
定置漁業 ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
3 漁場の位置 南房総市和田町和田地先	3 漁場の位置 南房総市和田町和田地先	
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
5 制限又は条件 なし	6 地元地区 南房総市和田町	
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	

その四十二

平成30年5月11日(金曜日)

千葉県報

第13325号

1	公示番号	定第10号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置	鴨川市磯村地先
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
5	制限又は条件	なし
6	地元地区	北緯三五度四分四六・四一二三二秒、東経一四〇度八分一・九六七四秒の点 イ 北緯三五度五分五・五一八九秒、東経一四〇度八分二六・一六九二秒の点 ウ 北緯三五度五分三一・四七〇八秒、東経一四〇度七分五二・六三六二秒の点 エ 北緯三五度五分一四・九二〇五秒、東経一四〇度七分三一・四六四六秒の点 制限又は条件 なし
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その四十三		
1	公示番号	定第十一号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置	鴨川市磯村地先
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
5	制限又は条件	なし
6	地元地区	北緯三五度五分一三・三九四五秒、東経一四〇度七分五一・九〇一九秒の点 イ 北緯三五度五分二八・六六〇六秒、東経一四〇度八分一〇・一五〇八秒の点 ウ 北緯三五度五分五一・一一〇三秒、東経一四〇度七分四三・四五六秒の点 エ 北緯三五度五分三六・九一〇〇秒、東経一四〇度七分二五・三三八五秒の点 制限又は条件 なし
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十一八年八月三十一日まで
その四十四		

1	公示番号	短共第一号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置	市川市塩浜地先
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
5	制限又は条件	なし
6	関係地区	市川市
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十一八年八月三十一日まで
その四十五		
1	公示番号	短共第二号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	

千葉県報

定例
令和2年4月21日

第13523号

主 要 目 次

- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託
- 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
- 千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める「くろまぐろ」の変更
- 国土調査の成果の認証

公 告

- 都市計画道路の関係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 入札公告（四件）

告 示

千葉県告示第二百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月21日

名称及び代表者の氏名	所 在 地	千葉県知事	鈴木 栄治
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 理事長	千葉市中央区千葉港四番三号	委 託 期 間	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

その二

千葉県告示第二百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定期間及び申請期間を次のとおり定めた。

令和二年四月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

はまぐり漁業

〃〃〃

漁業種類	漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称及び漁業時期
		漁業種類	漁業の名称及び漁業時期		
1 公示番号	短共第二号	1 免許の内容たるべき事項等	1 免許の内容たるべき事項等	1 公示番号 短共第一号	1 公示番号 短共第一号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称及び漁業時期	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業																									
3 漁場の位置	船橋市地先																								
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東經一三九度五七分一五・二七五七秒の点 イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東經一三九度五七分三八・六五五六秒の点 エ 北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東經一三九度五七分三一・九四八七秒の点 ウ 北緯三五度三八分三・二五一〇秒、東經一三九度五八分三一・九四八七秒の点 エ 北緯三五度三九分六・四七一四秒、東經一三九度五八分五二・二九五一秒の点 オ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東經一三九度五八分二八・五三三一秒の点																								
5 制限又は条件	なし																								
6 関係地区	船橋市																								
7 存続期間	令和2年9月1日から令和3年8月31日まで																								
その三																									
1 公示番号	短共第三号																								
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おごのり漁業</td> <td>おごのり漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>もがい漁業</td> <td>もがい漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>かき漁業</td> <td>かき漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>はまぐり漁業</td> <td>はまぐり漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>あさり漁業</td> <td>あさり漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>ばかがい漁業</td> <td>ばかがい漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>えむし漁業</td> <td>えむし漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	おごのり漁業	おごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで	もがい漁業	もがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	かき漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで	はまぐり漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで	ばかがい漁業	ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	えむし漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期																							
おごのり漁業	おごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
もがい漁業	もがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
かき漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
はまぐり漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
ばかがい漁業	ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
えむし漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで																							
3 漁場の位置	船橋市地先																								
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東經一三九度五七分一五・二七五七秒の点 イ 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東經一三九度五六分三九・二三九五秒の点 エ 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東經一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点 ウ 北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東經一三九度五七分三一・五四五六秒の点 エ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東經一三九度五七分一二・六九三八秒の点																								
5 制限又は条件	なし																								
6 地元地区	市川市																								
7 存続期間	令和2年8月二十日から令和3年4月三十日まで																								
その五																									
1 公示番号	短区第二号																								
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のり養殖業</td> <td>のり養殖業</td> <td>八月二十日から翌年四月三十日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	のり養殖業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで																		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期																							
のり養殖業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで																							
3 漁場の位置	市川市塩浜地先																								
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東經一三九度五七分一五・二七五七秒の点																								

た区域

ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点

イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三・四六秒の点

ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点

エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点

オ 制限又は条件なし

シ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点

ス 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点

ソ 存続期間 令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで

その六

1 公示番号 短区第三号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業			八月二十日から翌年四月三十日まで		

2 漁場の位置 市川市本行徳地先

た区域

ア 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点

イ 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点

ウ 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点

エ 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点

オ 制限又は条件なし

シ 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点

ス 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点

ソ 存続期間 令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで

その七

1 公示番号 短区第四号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業			八月二十日から十二月三十一日まで		

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名稱	漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業			八月二十日から十二月三十一日まで	

4 漁場の位置 市川市本行徳地先

た区域

ア 北緯三五度四〇分四二・二一一九秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒の点

イ 北緯三五度四〇分四三・八八四二秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒の点

ウ 北緯三五度四〇分五三・二四六六秒、東経一三九度五六分三三・三一六二秒の点

エ 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点

オ 制限又は条件なし

シ 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点

ス 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点

ソ 存続期間 令和二年八月二十日から十一月三十一日まで

その八

1 公示番号 短区第五号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業			八月二十日から十二月三十一日まで		

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 市川市高谷新町地先

た区域

ア 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点

イ 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点

ウ 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点

エ 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点

オ 制限又は条件なし

シ 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点

ス 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点

ソ 存続期間 令和二年八月二十日から十二月三十一日まで

その九

1 公示番号 短区第六号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名稱	漁業	時	期
第一種区画漁業 のり養殖業			八月二十日から十二月三十一日まで		

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 市川市高谷新町地先

第一種区画漁業		のり養殖業	八月二十日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置	市川市高谷新町地先	
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域	
ア	北緯三五度四〇分五一・七三七三秒、東經一三九度五六分四七・三六二八秒の点		
イ	北緯三五度四〇分五〇・七〇七九秒、東經一三九度五六分四四・七八八八秒の点		
ウ	北緯三五度四〇分四五・三三一三秒、東經一三九度五六分四八・四八六九秒の点		
エ	北緯三五度四〇分四六・六八一一秒、東經一三九度五六分五一・四三四九秒の点		
5	制限又は条件	なし	
6	地元地区	市川市	
7	存続期間	令和二年八月二十日から十二月三十一日まで	
その十			
1	公示番号	短区第七号	
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名稱	漁業	時 期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで	
3	漁場の位置	船橋市地先	
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域	
ア	北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東經一三九度五六分二七・七八八九秒の点		
イ	北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東經一三九度五七分三一・五四五六秒の点		
ウ	北緯三五度三八分二〇・〇〇九七秒、東經一三九度五八分一九・六〇二五秒の点		
5	制限又は条件	なし	
6	地元地区	船橋市	
7	存続期間	令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで	
その十二			
1	公示番号	短区第九号	
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名稱	漁業	時 期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで	
3	漁場の位置	浦安市日の出及び明海地先	
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域	
ア	北緯三五度三七分五〇・三三六八秒、東經一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点		
イ	北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東經一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点		
ウ	北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東經一三九度五五分四八・六五九四秒の点		
エ	北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東經一三九度五六分四二・七九九八秒の点		
5	制限又は条件	なし	
6	地元地区	船橋市	
7	存続期間	令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで	
その十一			
1	公示番号	短区第八号	
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

第一種区画漁業		のり養殖業	漁業の名稱	漁業時 期
3	漁場の位置	船橋市地先	八月二十日から翌年四月三十日まで	
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
ア	北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東經一三九度五七分二五・二七五七秒の点			
イ	北緯三五度三八分二六・六一一一秒、東經一三九度五八分三三・四六七八秒の点			
ウ	北緯三五度三八分三六・八五六六秒、東經一三九度五八分五四・八八四一秒の点			
エ	北緯三五度三八分四九・三一二七秒、東經一三九度五八分五四・七〇〇八秒の点			
オ	北緯三五度三九分三六・四七一四秒、東經一三九度五八分五一・二九五一秒の点			
カ	北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東經一三九度五八分二八・五三三一秒の点			
キ	北緯三五度四〇分六・八〇九五秒、東經一三九度五七分一六・四〇一〇秒の点			
5	制限又は条件	なし		
6	地元地区	船橋市		
7	存続期間	令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで		
その十二				
1	公示番号	短区第九号		
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名稱	漁業	時 期	
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで		
3	漁場の位置	浦安市日の出及び明海地先		
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
ア	北緯三五度三七分五〇・三三六八秒、東經一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点			
イ	北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東經一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点			
ウ	北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東經一三九度五五分四八・六五九四秒の点			
エ	北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東經一三九度五六分四二・七九九八秒の点			
5	制限又は条件	なし		

6

地元地区 市川市

7 存続期間 令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで

備考 4 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。

二 免許予定日 その一からその三までにあっては令和二年九月一日、その四からその十二までにあっては同年八月二十日

三 申請期間 令和二年六月一日から七月三日まで

千葉県告示第二百八十一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項及び第八項の規定により、千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める「くろまぐろ」について次のとおり変更した。

令和二年四月二十一日

千葉県知事 鈴木栄治

千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項及び第八項の規定により、千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める「くろまぐろ」について(第六管理期間(令和二年四月から令和三年三月まで))

一 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

1 本県においては、くろまぐろはひき網漁業、はえなわ漁業及び定置漁業等により、主に秋から春にかけて漁獲されるなど、本県漁業者にとって重要な資源となつている。

2 一方で、その資源状況は、これまでの最低水準付近になつていてことから、より一層の適切な管理が必要となつていて。

3 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずるものとする。

4 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期に正措置を講ずるものとする。

5 なお、本県の知事管理量を適切に管理していくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、千葉県水産総合研究センターにおいて、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図るものとする。これらのか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促す。

進し、本県の管理措置と相まつた漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

二 くろまぐろの漁獲可能量について千葉県の知事管理量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「法」という。)第三条第二項第六号により農林水産大臣によって定められた本県の知事管理量は次の表のとおりである。

くろまぐろ三十キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	五一・五トン	うち五・三トンを留保する。
くろまぐろ三十キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	一二一・七トン	うち二・三トンを留保する。

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めで、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、この表の本県の知事管理量が消化されていない場合であつても、その時点における本県の採捕の数量をもつて、本県の知事管理量とする。

三 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の割当量は次のとおりとする。

海 域	採捕の種類	
	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	三五・九トン	一八・七トン
本県の定置漁業の割当量	一〇・三トン	一・七トン

2 漁船漁業等の海域別の割当量は次のとおりとする。

海 域	小型魚	大型魚
(銚子・九十九里地区の地先水面 (白子町・勝浦市))	九・六トン	一・七・五トン

海 域	小型魚	大型魚
(夷隅地区的地先水面 (白子町・勝浦市))	一七・五トン	一八・七トン
安房地区的地先水面 (鴨川市・富津市))	八・八トン	
合 計	三五・九トン	一八・七トン

3 期間別の割当量は次のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
採捕の種類及び期間別	三五・九トン	一八・七トン

なお、定置漁業は県内を一つの海域として管理するものとする。